

12月からの制度改革について (マイナ保険証及び 資格確認書)



福井県自動車販売整備健康保険組合

- 目 次 -

1. はじめに	P2
2. 医療機関等での受診方法について	P3
3. 従来健康保険証について	P4
4. 制度改正後の「資格取得届」等の手続きの流れ	P5
5. 資格情報のお知らせについて	P6
6. 資格確認書について	P7
7. 従業員の方が退職した場合の返却物について	P8
8. 事業主の皆さまへのお願い	P9～P10
9. よくある質問	P11

1. はじめに

これからは 健康保険証のルールが変わります

保険証は、マイナ保険証へ



2024年12月2日に従来の健康保険証は廃止となり、
「マイナ保険証」の活用を基本とする制度に変わります。

※ 発行済みの健康保険証は退職等で資格喪失にならない限り、最大1年間使用可能です。

マイナ保険証とは



健康保険証の利用登録を完了したマイナンバーカードのこと。
従来の健康保険証よりも**便利**で、**よりよい医療を受けられる**ようになります。

2. 医療機関等での受診方法について

1 マイナ保険証 ★現在も受診可能



- ・就職や転職後の健康保険証の切り替え、更新が不要に。
- ・薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられる。
- ・医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略可能。

※被保険者の市区町村民税が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が別途必要です。

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報確認ができる。

使用できない場合

マイナ保険証 + マイナポータル画面 ★現在も受診可能



+



「マイナポータル」の「わたしの情報」または「健康保険証の資格情報」を提示
(ダウンロードした画面提示も可能)

マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ ★R6.12.2から



+

資格情報のお知らせ

記号 番号 枝番
氏名
資格取得年月日
保険者番号
保険者名称

- ・既加入者にはR6.10またはR7.1～2に事業主経由で送付。
(一部は個人宛送付)
- ・R6.12.2以降の新規加入者には全員に送付。

2 資格確認書(はがき型)

★R6.12.2から

マイナ保険証を
お持ちでない方等に交付
(申請または保険者の職権交付)

3 健康保険証(カード型)

★R7.12.1まで

資格喪失等をしなければ、
R7.12.1まで医療機関等での
受診が可能

3. 従来の健康保険証について

経過措置あり 廃止後も発行済みの健康保険証は1年間有効

従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止されますが、発行済みの健康保険証は、**退職等で資格喪失等にならない限り**、令和7年12月1日まで使用できます。

健康保険証の回収について

R7.12.1 までに資格喪失等した場合 **※回収が必要**

R7.12.1までに退職等で使用できなくなった保険証は、資格喪失届等とともに健康保険組合へ返納してください。

R7.12.2 以降に資格喪失等した場合

R7.12.2以降は、回収不要です。なお、保険証の自己破棄も可能です。

制度改正前後の健康保険証の取り扱いについて

	マイナ保険証	従来の健康保険証			
	使用	使用	新規発行	退職時等の回収	自己破棄
R6.12.1まで	可	可	可	必要	不可
R6.12.2 ～ R7.12.1	可	可	不可	必要	不可
R7.12.2以降	可	不可	不可	不要	可

4. 制度改正後の「資格取得届」等の手続きの流れ

「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」や「健康保険被扶養者（異動）届」の手続き方法はこれまでと変更ありません※6。

ただし、健康保険証は発行されず、今後は全員に「資格情報のお知らせ」が交付されます。

※6.「資格確認書」申請のためのチェック欄が新たに設けられます。

1	事業所 ↓ 健康保険組合	「資格取得届」「被扶養者異動届」を提出 ※6.「資格確認書」に関する事項について「本人」に確認 ・5日以内にご提出ください。 ・届出の際は、 マイナンバーを正確に ご記入ください。
2	健康保険組合 ↓ 事業所	「資格情報のお知らせ」の送付 ※健康保険証交付なし ・「資格情報のお知らせ」をお送りします。
3	事業所 ↓ 加入者様	「資格情報のお知らせ」を配付 ・退職等の際に健康保険組合への <u>返納は必要ありません</u> 。 ・再交付は個人申請となります。

POINT!!

健康保険証とは違い『資格情報のお知らせ』は被保険者に配付のみをお願いするもので、回収の必要はありません。

※ 限度額適用認定書の申請等も必要ないためご負担が減ります。

5. 資格情報のお知らせについて

マイナンバーカードには、従来の健康保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていません。

このため、健康保険証廃止後の給付金申請にご活用頂くこと等を目的に、全ての加入者（被保険者・被扶養者）様に対して、個人単位で発行します。

取得方法	R6.12.2以降の 新規加入者	資格取得時に事業主様経由で送付（申請不要）
	R6.12.1までの 既存加入者	令和6年10月、または令和7年1月～2月に事業主様経由で送付 （一部は個人宛送付）
	申請による交付	R6.12.2以降、紛失等により再発行を希望する場合は「資格情報のお知らせ再交付申請書」をご提出ください。
使用する 場面	医療機関等	・ 医療機関等の窓口に設置してあるカードリーダーが使えない場合にマイナ保険証とともに提示 ・ カードリーダーを設置していない医療機関等を受診するときにマイナ保険証とともに提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可
	給付金の申請や健康保険組合への照会	

POINT!!

スマートフォンをお持ちであれば、『マイナポータル（アプリ）』で資格情報のお知らせと同じ情報を表示し、**マイナ保険証とともに**医療機関等へ提示すれば受診することができるため、資格情報のお知らせを携帯（確認）する必要がなくなります。

※アプリから健康保険証の資格情報をPDFファイルでダウンロードすることも可能です。

6. 資格確認書 (はがき型) について

マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていない方等、**マイナ保険証を利用できない方**は、資格確認書（健康保険証と同じ効力を有する）を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

交付 対象者	・ マイナ保険証の利用登録が未登録である ・ マイナンバーカードの有効期限やマイナンバーカードの電子認証が切れている場合 ・ マイナンバーカードを返納した等が健康保険組合で確認できた場合	
取得方法	R6.12.2以降の 新規加入者	資格取得届等の資格確認書申請のためのチェック欄を設けるほか、マイナ保険証をお持ちでない方等に職権でも発行し、事業主様経由で交付します。
	R6.12.1までの 既存加入者	令和7年11月以降、保険者が必要と判断した場合（上記交付対象者と確認できた場合）に発行します。
	申請による交付	R6.12.2以降、「資格確認書交付申請書」を健康保険組合へ提出すれば、事業主様経由で交付します。
有効期限に ついて	資格確認書には不正利用等の防止の観点から、最大5年間の有効期限があります。 《当健康保険組合の場合》 <u>資格確認書の有効期限については、更新時期の統一を図るため</u> <u>令和6.12.2以降より発行する資格確認書の有効期限を R9. 12. 1に</u> <u>令和9.12.2以降においても (3年間)を予定。</u>	
回収に ついて	資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書の回収が必要です。 なお、有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。	

7. 従業員の方が退職した場合の返却物について

発行済みの健康保険証 (R6.12.2発行廃止)	R7.12.1までの退職の場合、 資格喪失届に健康保険証を添付して返却してください。 R7.12.2以降の退職の場合、返却は不要です。
資格情報のお知らせ (加入者全員に自動交付)	返却は不要です。
資格確認書 (必要な方に発行)	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

POINT!!

マイナ保険証の利用が促進されるほど、退職時の返却物
(事業主様に回収をお願いしなければならないもの) が少なくなります。

8. 事業主の皆様へのお願い

資格取得届・被扶養者異動届を提出する際は、マイナンバーを記載して、

就職後5日以内に健康保険組合にご提出ください。

※ 健康保険法施行規則上、義務付けられています

資格取得届

表面		裏面	
様式コード 2 2 0 0 健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届 令和 年 月 日提出 事業所 提出者記入欄 事業所 所在地 事業所 名称 マイナンバーを記載してください 被保険者 1 被保険者 整理番号 氏名 生 年 月 日 取得 区分 取得 年月日 備考 住所		①住所 住民票住所をご記入ください。なお、日本国内に住民票（個人番号）を有していない等、住民票住所を記入できない場合は、居所等を記入のうえ「1. 海外在住」「2. 短期滞在」「3. その他」のいずれか該当する理由を○で囲み、「3. その他」に○をした場合は、その理由をご記入ください。※日本年金機構に提出する際「⑤個人番号」欄に個人番号を記入した場合、 ②資格確認書発行要否 資格確認書の発行が必要な場合（※）は「○発行が必要」にチェックを入れてください。 ※以下に該当する場合に限ります。 ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者 ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者 60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合 ア. 就業規則・退職許可のコピー等退職日が確認できる書類、および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー イ. 上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の証明書（退職日、再雇用日が記載されているもの）等 社会保険労務士記載欄 氏 名 等 マイナ保険証をお持ちでない方等で資格確認書の発行を希望される方はこちらにチェックをお願いします 届出の際に扶養申請前のマイナ保険証紐づけ状況について「ご本人」または申請被扶養者に確認をおこなってください 資格確認書 発行要否 ☐ 発行が必要	

通常、健康保険組合へ資格取得届等を受理してから約2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになります。

マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまで時間を要しますので、必ずマイナンバーの記載をお願いします。

従業員の皆様に対し、医療機関や薬局での受診の際には **ぜひマイナ保険証で受診**するよう積極的に呼びかけてください

被扶養者異動届

被扶養者異動届の変更箇所

資格取得届と同様に、資格確認書発行要否チェック欄が追加となります。

マイナ保険証を保有していない方は、この欄にチェックを付けてください。

(届出の際に扶養申請前のマイナ保険証紐づけ状況について「ご本人」または申請被扶養者に確認をおこなってください)

・被扶養者異動届チェック箇所

子供さんの出生時など、保険証の紐づけ作業を行う間、手続き期間が生じます。
その場合、新様式の被扶養者異動届の発行要否欄に☑を入れていただきますと【資格確認書】を交付いたします。



☐		都 道 府 県		市 区 町 村
⑫ 理由 ⑧	1. 出生 2. 離職 3. 収入減	4. 同居 5. その他 ()		
済み ☐	⑬ 資格確認書 発行要否	発行が必要 ☒		

※ 資格確認書は、マイナ保険証登録済みの方は、原則発行できません。

9. よくある質問

		Q	A
資格情報 のお知らせ	1	紛失・棄損した時は再交付できますか。	「資格情報のお知らせ再交付申請書」を健康保険組合へご提出ください。申請後、約1週間で送付されます。
	2	被保険者（被扶養者）氏名等の記載内容が変わったときは自動で発行されますか。	自動発行されません。新姓が記載された資格情報のお知らせが必要な方は、再交付の申請手続きが必要です。 なお、住所変更の場合、資格情報のお知らせに住所の記載はないため、再交付申請する必要はありません。
資 格 確認書	3	資格取得届等の資格確認書発行希望欄にチェックを入れ忘れました。他に申請方法がありますか。	マイナ保険証を利用できない方には、外部機関から連携されるデータを用い、職権で発行しているためお手続きは不要です。ただし、発行までに時間を要するため早めの発行を希望される場合は、「資格確認書交付申請書」を健康保険組合へご提出ください。
	4	誰でも申請することができますか。	資格確認書の交付対象は、「 マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方 」となっています。
	5	出生時の被扶養者異動届は、マイナンバーカードの手続きに時間を要するため、資格確認書を発行していただけますか。	資格確認書の発行要件に該当しますので、扶養異動届申請の資格確認書希望欄に☑をいれてください。なお、マイナンバーカード交付後は、マイナ保険証への紐付けにご協力をお願いいたします。(マイナ保険証として紐づけ後の資格確認書の回収はおこないません。)
マイナ 保険証 利用開始	6	就職などで資格を取得する場合、データが反映されマイナ保険証が使えるようになるまでどれくらいかかりますか？	通常、健康保険組合に「資格取得届」等が到着してから約2～5営業日で健康保険組合において登録が完了し、マイナ保険証をお使いいただけます。

マイナ保険証に関するお問い合わせ先

【国】マイナンバーコールセンター

0120-95-0178

平日 9 : 30 ~ 20 : 00
土日祝 9 : 30 ~ 17 : 30 (年末年始を除く)

マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失
・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日対応

1. マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
3. マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
4. マイナポータル及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ
5. マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ
6. 公金受取口座登録制度及び預貯金口座付番制度に関するお問い合わせ



事務の取り扱いについては、現在明確なマニュアルが示されていないため、今後追加や変更が予想されます。その場合、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。